

令和 7 年 6 月 17 日  
こども家庭部子育て支援課

## 議案第 70 号 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

- (1) 「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和 6 年度～令和 10 年度)」(以下「計画」という。)に基づき、練馬区立北町児童館学童クラブに指定管理者制度を導入するとともに、同学童クラブの保育および指導時間を延長するため、所要の改正を行う。
- (2) 計画に基づく練馬区立栄町児童館の移転に伴い、同施設に併設している練馬区立栄町児童館学童クラブの名称を変更するため、所要の改正を行う。
- (3) 計画に基づく練馬区立貫井地区区民館の廃止に伴い、同施設に併設している練馬区立貫井地区区民館学童クラブの名称を変更するため、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる学童クラブに、練馬区立北町児童館学童クラブを加えるとともに、保育および指導時間の延長に伴い、同学童クラブを別表第 2 に加える。(第 13 条、別表第 2 関係)
- (2) 「練馬区立栄町児童館学童クラブ」を「練馬区立栄町学童クラブ」に改める。(別表第 1 関係)
- (3) 「練馬区立貫井地区区民館学童クラブ」を「練馬区立貫井学童クラブ」に改める。(別表第 1 関係)

### 3 施行期日

- (1) 2(1) 公布の日。ただし、保育および指導時間の延長に係る規定は、令和 8 年 4 月 1 日
- (2) 2(2) 令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 2(3) 練馬区規則で定める日

### 4 新旧対照表

別紙 1 のとおり

<参考>

1 指定管理者選定手続の予定

本件議決後、公募を行い、指定管理者選定小委員会において、応募団体の企画書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、更に指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和7年第四回練馬区議会定例会に提出する。

2 募集方法・募集時期

(1) ねりま区報7月11日号で周知するほか、練馬区ホームページに募集案内および募集要項を掲載する。

(2) 応募書類受付期間

令和7年7月11日から同年8月12日まで

3 評価項目・評価基準

別紙2のとおり

練馬区立学童クラブ条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 13 条 区長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、学童クラブ（練馬区立上石神井児童館学童クラブ、練馬区立東大泉児童館学童クラブ、練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ、練馬区立平和台児童館学童クラブおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブに限る。以下同じ。）の管理を行わせるものとする。</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 13 条 区長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、学童クラブ（練馬区立上石神井児童館学童クラブ、<u>練馬区立北町児童館学童クラブ</u>、練馬区立東大泉児童館学童クラブ、練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ、練馬区立平和台児童館学童クラブおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブに限る。以下同じ。）の管理を行わせるものとする。</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>第 13 条の改正規定および次項の規定 公布の日</u></p> <p>(2) <u>別表第 1 練馬区立栄町児童館学童クラブの項の改正規定および別表第 2 練馬区立上石神井児童館学童クラブの項のつぎに 1 項を加える改正規定 令和 8 年 4 月 1 日</u></p> <p>(3) <u>別表第 1 練馬区立貫井地区区民館学童クラブの項の改正規定 練馬区規則で定める日</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の練馬区立学童クラブ条例第 13 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の管理について適用し、同日前の管理については、なお従前の例による。</u></p>

## 別表第1（第2条関係）

名称	位置
練馬区立栄町児童館学童クラブ	[略]
[略]	[略]
練馬区立貫井地区区民館学童クラブ	[略]
[略]	[略]

## 別表第2（第6条関係）

名称
[略]
練馬区立上石神井児童館学童クラブ
[新設]
[略]

## 別表第1（第2条関係）

名称	位置
練馬区立栄町学童クラブ	[略]
[略]	[略]
練馬区立貫井学童クラブ	[略]
[略]	[略]

## 別表第2（第6条関係）

名称
[略]
練馬区立上石神井児童館学童クラブ
練馬区立北町児童館学童クラブ
[略]

## 指定管理者候補選定のための評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団体 審査	1 安定性・ 継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (※) (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組
	3 団体の施設 運営実績	(1) 同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況
	4 区内事業者 か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。
提案 審査	5 施設運営 体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	6 利用者等 への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組
	7 施設の維持 管理・安全 性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	8 効率的な 管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	9 施設特性に 応じた提案	(1) こどもが安全に安心して過ごすための居場所としての取組 (2) こどもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見と対応 (3) 館長候補者等の人選の考え方
	10 地域への 貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進
合 計		

※社会福祉法人・公益財団法人および公益社団法人を指定管理候補として評価する場合は、「(1)利益を上げる力の有無」については、「(1)補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無」に読み換える。